

子育て世帯臨時特例給付金

○対象

平成26年1月1日において次の要件を満たす人

- ・平成26年1月分の児童手当（特例給付）を受給している
 - ・平成26年1月分の児童手当支給対象となる児童がいる
 - ・平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない
- ※臨時福祉給付金の対象者および生活保護の被保護者などは対象外

○支給額

10,000円（給付対象児童1人につき1回）

○申請方法・支給方法

該当者には、7月下旬以降に申請書を送付します。申請書に必要な事項を記入、書類を添付のうえ、役場1階町民ホール給付金申請窓口へ持参もしくは返信用封筒で郵送してください。支給方法は指定した金融機関口座への振り込みです。

公務員の人へ

町からの通知はありませんが、勤務先から申請書および児童手当（特例給付）受給状況証明書が配布されます。申請期間内に提出してください。

○申請期間

8月1日（金）～10月31日（金）

▼注意事項【共通】

どちらの給付金も申請先は平成26年1月1日現在で住民登録をしてある市区町村です。

問合先／・福祉課（979-8127）

- ・厚生労働省給付金専用ダイヤル（電話：0570-037-192）
- ・厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）



>> 詐欺に注意 <<

町や厚生労働省などが現金の振り込み、ATMの操作をお願いすることはありません。また、現時点で世帯構成や銀行口座などの個人情報を聞くこともありません。不審な電話、郵便が届いたら、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

2つの給付金

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

8月から申請を開始

4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯や所得の低い人たちへの影響を緩和するため、給付金の支給制度が実施されます。対象者には7月下旬以降に申請書を送付します。

臨時福祉給付金

○対象

平成26年1月1日において次の要件を満たす人

- ・住民基本台帳に記録されている
- ・平成26年度の町民税（均等割）が課税されていない（ご自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護の被保護者となっている場合を除く）

○支給額

10,000円（給付対象者1人につき1回）

※対象者のうち次に該当する人は5,000円を加算（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児童福祉手当などの受給者）

○申請方法・支給方法

該当者には、7月下旬以降に申請書を送付します。申請書に必要な事項を記入、書類を添付のうえ、役場1階町民ホール給付金申請窓口へ持参もしくは返信用封筒で郵送してください。支給方法は指定した金融機関口座への振り込みです。

○申請期間

8月1日（金）～10月31日（金）

○その他

配偶者からの暴力を理由に避難しているが事情により、平成26年1月1日時点で住民票を異動できていない人で一定の要件を満たす人は、申し出により給付申請を行うことができます。

